

本編IV 災害時のペット支援活動を支えるもの

被災地において、ペットの支援活動に不可欠なのは「人材」、「物資」、「資金」の3つの要素である。

1

人材の確保、ボランティア (個人・獣医師・民間団体) や広域支援との連携

災害時にペットの支援活動の中心となるのは、自治体や現地動物救護本部等である。これらの関係団体が平時から連携をとることが、円滑な救護活動の基礎となるが、そのためには、相当数のボランティアも必要となる。

発災後の混乱した時期にボランティアを受入れ、管理することは難しい場合が多いことから、自治体等は、ボランティアの登録制度の創設やボランティア講習会を定期的に行うなど、自治体や現地動物救護本部等の活動方針に協力できる団体や人材の育成に努める必要がある。また、ボランティアのコーディネートを担うため、広域支援により他の地域の人材が現地に入り、ボランティア活動のコーディネートが行える体制を検討しておく。



人材確保、ボランティアや広域支援との連携の例

平常時

- 動物愛護推進員、地方獣医師会、民間団体等との連携
- 災害時のペット支援ボランティアの育成・登録
- ボランティア獣医師等の登録、データベースの作成
- 近隣の自治体や地方獣医師会などとの広域支援・受援体制の整備
- 基礎自治体や地方獣医師会、民間団体の機能復旧計画の作成

災害時

- ボランティアの確保
- ボランティアの配置と管理
- 広域支援により派遣された人員の配置
- 支援物資の募集と配分・管理
- 義援金の募集と管理 など

■ 動物愛護推進員、地方獣医師会、民間団体等との連携

動物愛護推進員、地方獣医師会、民間団体や自治体は、平常時から動物愛護管理に関する業務で連携して、連絡体制を築くことで、災害時には人材派遣の協力を要請して円滑に進めることができる。

■ 災害時のペット支援ボランティアの育成、登録

災害時にボランティアを安定的に確保することは困難なことが多いことから、自治体等は平常時に災害時のペット支援ボランティアの講習会を開催し、必要な人材を育成する。併せてボランティアをコーディネーターするボランティアリーダー（コーディネーター）の育成も行う。講習会の受講生をボランティアとして登録しておくことで、緊急災害時に、登録者に協力を要請できる。

■ ボランティア獣医師等の登録、データベースの作成

地方獣医師会は会員の獣医師に呼びかけて、災害時に協力が可能な獣医師のボランティアや動物病院を、あらかじめデータベース化しておく。また、各獣医師会の災害時の体制や、地域支部等が自治体と結んでいる災害時協定の内容を把握し、都道府県等と情報を共有しておくことで、災害の発生時にはいち早く獣医師に協力を要請することができる。

■ ボランティアの確保

自治体等は災害の規模や状況によって、以下の例の様にボランティアを確保する必要がある。

- ・ **一時預かりボランティア**
飼養が困難な飼い主などから一時預かりの依頼があったペットで、動物救護施設での収容が困難な場合などに、自宅などで一時的に飼養する。
- ・ **輸送ボランティア**
- ・ **専門職ボランティア**
獣医師、動物看護師、トレーナー、トリマーなど、動物に関する専門的知識や技術を有するボランティアで、負傷動物の治療や獣医師の補佐、動物の保護管理、健康管理、手入れ、シェルターでの飼養管理などを行う。
- ・ **一般ボランティア**
自治体や現地動物救護本部等が実施するペットへの支援活動に協力する。動物の保護、飼い主探しへの協力、避難所や応急仮設住宅での飼養支援、支援物資の整理と配分、事務、情報収集、譲渡活動での新しい飼い主探しの推進、シェルターワークなど

■ ボランティアの配置・管理

自治体等は、ボランティアリーダー（コーディネーター）や広域支援により派遣された人員などを活用して、ボランティアを配置し管理する。なお、ボランティアの活動に当たっては、ボランティア保険の加入などにより事故に備える。

■ 広域支援による人員派遣

自治体等は、広域支援による人員の活動が必要となる場合に備え、災害時相互応援協定等に基づいた獣医師やコーディネーターなどの人員派遣について、派遣時期や支援内容、経費の負担なども含め、支援と受援の体制を整備しておく。

2 物資の備蓄・提供、救援物資の受付・配布

災害発生時に、速やかにペット対策活動を開始するためには、平常時から必要な物資を備蓄しておく必要がある。

物資の備蓄場所は、主に動物愛護センターや保健所など、災害時にペット対策活動の拠点施設になると考えられる場所がよい。

発災直後は、交通網が寸断し救援車両やガソリン、物資が不足するなどで、すぐに避難所に物資が届かない場合も想定しておく必要がある。また、自治体や現地動物救護本部等が、備蓄品を配布する際には、被害状況を的確に把握し、それぞれの要請や必要性に応じて計画的に配分することが重要である。

併せて、不足することが見込まれる物資は救援物資を募集するとともに、ペット災対協へ支援を要請し、必要な物資の内容や数量を調整する。

届いた救援物資は仕分けされていないものが多いことから、物資の仕分けに必要な要員を確保するとともに、保管や配送の拠点施設などを状況に応じて設置するなど、被災地の需要に応じた供給を速やかに実施する体制を整えることが必要になる。

なお避難が長期化した場合は自立への支援を視野に、物資の無料配布の終了時期を適宜検討する。



物資の備蓄・提供、救援物資の受付・配布の例

平常時

- ペット対策活動に必要な実施事項リストの作成
- 必要な物資の備蓄
- 動物関連企業・団体等との災害時の物資供給体制や輸送手段に係る協力関係の構築

災害時

- 避難所や応急仮設住宅での要望の把握
- 備蓄品の配付
- 救援物資の募集と配付
- ペット災対協への救援物資の支援調整に係る協力要請

3 資金の確保、義援金の募集・配布

迅速で円滑なペット対策活動を行うためには、ペットの飼養管理、物品の購入、動物救護施設の運営などに係る資金が必要となる。

このため、被害規模の状況などを踏まえ、自治体や現地動物救護本部等は義援金募集の窓口と振り込み口座を開設し、義援金の募集を開始する。自治体や現地動物救護本部等のウェブサイトを利用して募集を告知するとともに、関係団体・企業等のネットワークやマスコミなどの協力を得て、積極的に広報する。なお、集まった義援金の収支管理を適切に行うとともに、ウェブサイトなどで義援金の使途を公表する。

大規模災害の発生時には、自治体等の要請を背景にペット災対協が義援金の募集を開始する場合がある。集まった義援金は、被災地のペット対策活動の支援を目的に、主に被災地の自治体や現地動物救護本部等に提供される。

平常時

- ・ 義援金募集の受付窓口、振込口座開設の検討

災害時

- ・ 自治体や現地動物救護本部等は義援金募集の受付窓口と振込先口座を開設
- ・ 義援金の募集開始
- ・ 自治体や現地動物救護本部等のウェブサイトなどをを利用して募集を告知
- ・ 義援金の収支管理と報告
- ・ 義援金の使途の公表
- ・ ペット災対協への義援金募集の支援要請（被災自治体等が独自に義援金の募集ができない場合）
- ・ 業務報告および決算報告



事例

資金確保の事例

岩手県災害時動物救護本部（東日本大震災）

動物救護活動に必要な資金は、緊急災害時動物救援本部（現ペット災対協）の義援金から配布された支援金と、県動物救護本部で開設した義援金口座に寄せられた義援金により確保した。義援金の募集はインターネットを通じて行い、集まった義援金の総額は2,666,954円で、これらは全て県動物救護本部の活動費として活用された。

義援金の収支の内訳については、ウェブサイト上で公表している。

総説

本編一
本編の位置づけ本編II
飼い主への普及啓発本編III
自治体等が行う人と
ペットの災害対策本編IV
災害時のペット支援
活動を支えるもの本編V
参考事項

資料編